(趣旨)

第1条 この要領は、飯豊町へのふるさと納税の推進を図るとともに、町内産業の活性化に寄与することを目的として、ふるさと納税特典として寄附者に飯豊町の特産品等を贈呈する「いいでめざみの里応援寄附金」参加事業者募集事業の実施について必要な事項を定める。

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) いいでめざみの里応援寄附金 ふるさと納税制度(地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。)を活用して町に寄せられる寄附をいう。
  - (2) 地元事業者 町内に本社又は主たる事業所(工場等を含む。)を有する法人又は個人であって、町税等の滞納がない者をいう。
  - (3) 地元特産品等 町内で製造、加工、採取若しくは栽培等をしている商品又は地元事業者 が行うサービスをいう。
  - (4) 参加事業者 地元特産品等の販売及び提供をしている地元事業者のうち、この要領の規 定に基づき地元特産品等の公募に申し込み、町長の承認を得たものをいう。
  - (5) 寄附者 町に対し、いいでめざみの里応援寄附金として寄附した町内外在住の者をいう。
  - (6) ふるさと納税特典 地元事業者が取り扱う地元特産品等のうち、いいでめざみの里応援 寄附金の寄附者へ贈呈する品として町長の承認を得たものをいう。

(ふるさと納税特典の送付)

- 第3条 町は、寄附の金額に応じて寄附者にふるさと納税特典を送付する。ただし、町内在住者 からの寄附に対しては、ふるさと納税特典を送付しないものとする。ふるさと納税特典につい ては、別表に掲げる金額とし、次の各号の要件をいずれも満たすものに限り、地元特産品等から選定する。
  - (1)「飯豊町らしさ」かつ「安心・安全」であるもので、町外にPRする商品としてふさわしい ものであること。
- (2) 配送に耐えうるものであること。
- 2 町は、ふるさと納税特典について、いいでめざみの里応援寄附金とともにPRする。
- 3 町は、寄附者からふるさと納税特典の申込みがあったときは、ふるさと納税特典発注票により参加事業者に通知する。通知を受けた参加事業者は、速やかにふるさと納税特典を寄附者に送付するものとする。
- 4 参加事業者は前項の規定によるふるさと納税特典の送付に際し、社会通念上適正と認められる範囲において、自社商品のパンフレット等を同封することができる。この場合において、あらかじめ同封するパンフレット等を町に提示するものとする。
- 5 参加事業者は、ふるさと納税特典の送付実績を取りまとめ、寄附者にふるさと納税特典を送付したことを確認できる書類を添えて、発送日の属する月の翌月10日(3月にあっては当月末日)までに町に報告するとともに、当該送付実績に係る代金を請求するものとする。
- 6 町は、前項の規定による報告及び請求があったときは、当該請求があった日から30日以内

に、代金を参加事業者が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

7 参加事業者は、当該年度終了後3年間は、ふるさと納税特典の送付に係る関係書類を保管しておかなければならない。

(地元特産品等の公募)

- 第4条 地元特産品等は公募するものとする。
- 2 公募は、町ホームページその他町長が適切と認める媒体に掲載することにより実施する。
- 3 地元特産品等の公募に申込みをすることができる者は、地元事業者とする。 (公募の申込み)
- 第5条 地元特産品等の公募に申込みをしようとする者は、いいでめざみの里応援寄附金参加事業者募集事業参加申込書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。
  - (1) 事業所及び商品等のパンフレット
  - (2) 地元特産品等の紹介文書及び画像データ
  - (3) 申込みに係る誓約書(別記様式第2号)
- (4) 町税の納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定に関わらず、前年度より継続して承認を受けた場合及び町長が提出の必要がないと認めた書類はその添付を省略することができる。

(ふるさと納税特典の選定)

- 第6条 町は、前条の申込みがあった場合は、地元特産品等の内容を審査し、ふるさと納税特典 を選定する。
- 2 町は、前項の結果を「いいでめざみの里応援寄附金参加事業者決定通知書」(別記様式第3号) により申込みをした者に通知する。通知により承認を受けた者は、参加事業者として町と事業 の実施に係る契約を締結するものとする。

(参加事業者の義務及び責務)

- 第7条 参加事業者は、次の各号について特に留意しなければならない。
- (1) 事業の実施において、この要領及び町の指示に従うこと。
- (2) ふるさと納税特典の商品発送に関して遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題があった場合には速やかに町に報告すること。
- (3) ふるさと納税特典の計画的な生産、製造及び適正な品質管理に努め、商品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めること。品質等によるクレームや補償について、町は一切責任を負わないものとする。

(委託の禁止)

- 第8条 参加事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 参加事業者は、この事業の実施に係る自社の権利及び義務を町長の許可なく第三者に譲渡し、 又は継承させてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 参加事業者は、第3条第3項により提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、 ふるさと納税特典の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。参加事業者 でなくなった後においても同様とする。ただし、ふるさと納税特典送付時に同封した参加事業 者のパンフレットにより、寄附者から参加事業者への商品申込み等で入手された個人情報の取扱いについては、この限りでない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業実施に必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要領は、告示の日から施行する。

## 別表(第3条関係)

寄附金額	ふるさと納税特典の価格
5,000円以上10,000円未満	概ね2,000円
	1,500円以上2,500円未満
	(消費税・梱包料・送料込)
10,000円以上30,000円未満	概ね5,000円
	4,000円以上6,000円未満
	(消費税・梱包料・送料込)
30,000円以上50,000円未満	概ね15,000円
	12,000円以上20,000円未満
	(消費税・梱包料・送料込)
50,000円以上80,000円未満	概ね25,000円
	22,000円以上30,000円未満
	(消費税・梱包料・送料込)
80,000円以上	概ね35,000円
	32,000円以上40,000円未満
	(消費税・梱包料・送料込)